

第5 し尿処理

1 沿革

本市のし尿処理事業は、開港当時、業者が市街の各戸から料金を徴収してくみ取り、し尿を農家に売却したのが最初と伝えられています。その後明治33年に「汚物掃除法」が制定され、汚物処理に法的規制が加えられましたが、依然として自由営業であったため、必ずしも市民要望に沿った適切なくみ取りは行われていませんでした。

これらの弊害を除くため、大正13年に市直営によるくみ取りが開始され、公共施設と申請のあった民家を対象にし尿処理が行われました。

他方、市街地の発展に伴う民家の増加により、営業区域に関する業者間の紛争が絶えず、昭和8年に「神奈川県清掃業取締規則」が制定され、くみ取り業は県の許可制となりました。

第2次大戦中は、くみ取り作業はほとんど行われず、終戦後、業者により業務は再開されましたが、処理区域が不明確であったため、十分には行われませんでした。

この頃のし尿処分は、ほとんど農村に還元し、肥料としていましたが、し尿量の増加や化学肥料の普及などによって全量受け入れが困難となったため、昭和25年から余剰となったし尿の海洋投入が始まりました。

昭和29年「清掃法」の制定により、汚物の処理は市町村の固有事務となり、汚物取扱業も本市の許可制をとり、くみ取り料金を統一し、各業者の担当区域を明確にして責任をもたせ、業務の円滑な遂行を図りました。

料金制度については、昭和44年3月に従量制から人頭制に改め、人頭制の適用が困難な場合のみ従量制としてきましたが、水洗化世帯との公平性を図るため、平成6年1月から無料としています。くみ取り業務については、昭和44年12月「横浜市し尿処理事業委託制度調査研究会」の提言を受け、昭和48年2月に許可制から委託制に切り替えました。また、業者規模の適正化を図るため業者相互の統合を促進し、委託移行時は58業者でしたが、昭和53年には22業者264台になりました。その後、公共下水道整備の進展に伴い、し尿処理量は昭和45年度の641,078klをピークに減少し、これに対応するため昭和56年度から長期段階的に委託業者の業務転換対策を進め、平成6年度末をもって委託業務を廃止し、平成7年度から全市域直営による収集となりました。

一方、し尿処分については、昭和47年度に農村還元を廃止し、大部分を海洋投入していましたが、平成3年度からは全量陸上処理としました。

2 収集処理の状況

本市の、し尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

平成15年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約354万人のうち、くみ取り処理約0.3%、浄化槽処理約0.9%と推計されます。

3 終末処理の状況

平成 15 年度のし尿及び浄化槽汚泥の収集量は 4 5 , 3 4 8 kl で、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後、下水処理場へ圧送し、最終処理をしました。

4 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内には環境事業局管理の公衆トイレが、平成 16 年 4 月 1 日現在 8 7 か所あります。清掃は、1 日 1 回行い、同時に薬剤の散布と施設の異常の有無を点検し、清潔の保持に努めています。また、地震等の災害時のし尿処理対策として地域防災拠点に災害対策用トイレを配備しています。

5 浄化槽

浄化槽は、公共下水道処理区域以外でトイレを水洗にするための設備です。平成 15 年度に申請受理した基数は 1 3 8 基で、その設置累計は 1 1 , 2 9 6 基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置の手続き

ア 建築確認申請等を要する場合

人員算定、浄化槽の構造等の内容について業務課浄化設備係で審査を行います。浄化槽設置者は審査終了後、建築確認申請書に浄化槽関係書類を添えて所轄建築事務所又は指定確認検査機関に提出します。

イ 建築確認申請等を要しない場合

建築確認を必要とせず、くみ取りトイレを水洗トイレに改造するため、新たに浄化槽を設置するときは、浄化槽設置者は浄化槽設置届出書（正・副各 1 通）を業務課浄化設備係に提出します。

(2) 設置指導及び工事検査

浄化槽の新設・変更について、関係法令等に基づいて浄化槽設置の審査・指導及び工事検査を行っています。

平成 15 年度に行った工事検査件数は 2 4 2 件です。

(3) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際には、リーフレット「暮らしの中の浄化槽」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また、平成16年4月1日現在、浄化槽の清掃業許可業者(20社)が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

平成15年度指導実績

ア 浄化槽立入指導

浄化槽管理者に対する清掃指導、相談処理及び定期検査に基づく改善等立入指導(422基)

イ 大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導(193基)

ウ 清掃業者等関係業者の指導

6 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：k l)

| 年 度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し 尿 量 | 20,508 | 18,233 | 15,739 | 14,439 | 13,559 |
| 浄化槽等汚泥量 | 42,367 | 38,911 | 36,929 | 33,168 | 31,789 |
| 総 収 集 量 | 62,875 | 57,144 | 52,668 | 47,607 | 45,348 |